

◎燕市障がい者基本計画、第6期燕市障がい福祉計画、第2期燕市障がい児福祉計画及び成年後見制度利用促進基本計画の策定の方  
向性について

◎障がい福祉に関するアンケート調査(案)について

燕市障がい者自立支援協議会

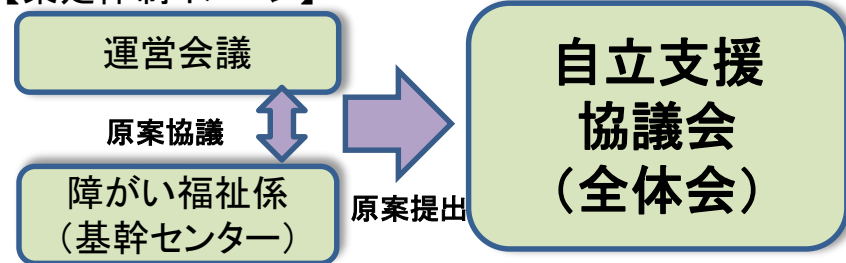
# 1. 障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画・成年後見制度利用促進基本計画策定の方向性について

## 【策定の方向性】

障害者総合支援法・児童福祉法の一部改正や発達障害者支援法の一部改正、障害を理由とする差別の解消の推進に係る法律の施行、成年後見制度利用促進法の施行など、障がい児・者を取り巻く環境は変化しています。

そのような環境において、燕市では「障がい者基本計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」を策定し、障がいのある人も安心して暮らせる地域づくりに向け取組を続けているところですが、今年度で最終年度を迎えます。そのため、令和2年度については、国の指針を踏まえつつも燕市の現状にも即した計画の見直しを図りたいと考えます。また、市が策定に努めるとされている「成年後見制度利用促進基本計画」を新たに加えた一体的な計画を策定したいと考えます。

## 【策定体制イメージ】



※策定体制は、運営会議・基幹センターで計画案を協議し、全体会に提出することを基本とします。

全体会提出基本パターンは

- ①アンケート調査案
- ①アンケート調査結果に基づく計画素案
- ②計画案中間報告
- ③計画案最終報告
- ④重要事項等の協議

## 【スケジュール】

※令和2年度の自立支援協議会(全体会)の開催数は3~4回を予定しています。

うち、2~4回の全体会で計画案について協議をする予定です。

協議会では、全体のバランスと施策展開の段階を視野に入れた協議を行います。

※主なスケジュールは、あくまで予定ですが右記のとおりとなります

月	主なスケジュール【主な協議題】
(6末)	( ①全体会【アンケート調査案】 ) ※調査内容に変更が生じた場合は協議
9末	②全体会【第5期進捗報告、第6期計画案】
10~11	③全体会【計画案中間報告】
12	※議会報告
12中	※パブリックコメント実施
1末	④全体会【計画案最終報告】
2末	※市長報告、議会報告

## 2. 燕市障がい者基本計画・第6期燕市障がい福祉計画・第2期燕市障がい児福祉計画・燕市成年後見制度利用促進基本計画の趣旨と位置づけ

区分	燕市障がい者基本計画	第6期燕市障がい福祉計画	第2期燕市障がい児福祉計画	燕市成年後見制度利用促進基本計画
根拠法	障害者基本法 (第11条第3項)	障害者総合支援法 (第88条第1項)	児童福祉法 (第33条の20第1項)	成年後見制利用促進法 (第14条第1項)
所管省庁	内閣府	厚生労働省	厚生労働省	厚生労働省
計画の趣旨 (位置づけ)	市町村における障がいのある人の状況等を踏まえ、当該市町村における障がいのある人のための施策に関する基本的な計画 (→基本計画)	障がい福祉サービス、相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制を確保するための計画 (→実施計画)	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制を確保するための計画 (→実施計画)	国の成年後見利用促進基本計画を勘案して、成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的事項を定める計画 (→基本計画)  ※策定については努力義務 ※他計画と一体的策定も可能 ※具体的な施策等の方針を盛り込むことが望ましい
計画期間	令和3年度 ~ 令和5年度	令和3年度 ~ 令和5年度	令和3年度 ~ 令和5年度	令和3年度 ~ 令和5年度
策定方法	上記4つの計画を一体的に策定します。			

### 3. 国の成果目標及び活動指標(案)

※【参考資料】厚生労働省 R2.1.17第98回社会保障審議会障害者部会 資料1-2 抜粋

	成果目標(案)	成果目標(案)【活動指標(案)】
1	施設入所者の地域生活への移行	①施設入所者の地域生活移行者数の <u>6%以上</u> が地域生活へ移行する ②令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から <u>1.6%以上</u> 削減
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	①精神障害者の精神病棟から退院後1年以内の地域における平均生活日数の上昇:316日以上(新規) ②精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)を設定。 ③精神病床における退院率の上昇:3ヶ月時点69%以上、6ヶ月時点86%以上、12ヶ月時点92%以上 ※上記目標達成のため、引き続き市町村ごとの協議の場の設置に向けた取り組みの推進
3	地域生活支援拠点等における機能の充実	令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の拠点等の確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討する
4	福祉施設から一般就労への移行等	①令和5年度までに、令和元年度実績の <u>1.27倍以上</u> の一般就労への移行実績を達成する。そのうち、就労移行支援については、令和5年度までに、令和元年度実績の <u>1.3倍以上</u> の移行実績を達成する。また、就労継続支援A型及びB型については、令和5年度までに、令和元年度実績の概ね <u>1.26倍以上</u> (A型)、 <u>1.23倍以上</u> (B型)を目指す ②就労定着支援事業の利用者数については、令和5年度における就労定着支援事業等を通じて一般就労する者のうち、 <u>7割</u> が就労定着支援事業を利用する(新規) また、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が <u>8割以上</u> の事業所を全体の <u>7割以上</u> とする(新規)

	成果目標(案)	成果目標(案)【活動指標(案)】
5	障がい児支援等の地域支援体制の整備	<p>①児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制を目指すため、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置する</p> <p>②児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する</p> <p>③令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保する</p> <p>④令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する</p>
6	相談支援体制の充実・強化等	<p>①令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保する(新規)</p>
7	障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築	<p>①令和5年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する(新規)</p> <p>【活動指標(案)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修や都道府県が市町村職員に対し実施する研修の参加人数</li> <li>・障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数</li> </ul>

# 4. 第6期燕市障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画及び成年後見制度利用促進基本計画 成果目標(案)

## 【燕市5期計画】

	成果目標
①	<u>障がい児等支援の体制整備</u> 【第1期障がい児福祉計画部分】
②	<u>相談支援体制の機能強化</u>
③	<u>福祉的就労の充実と</u> 福祉施設から一般就労への移行促進
4	福祉施設の入所者の地域生活への移行
5	精神障がいにも対応した 地域包括ケアシステム
6	地域生活支援拠点等の整備



## 【燕市6期計画】

	成果目標(案)
①	<u>障がい児等支援の体制整備</u> 【第2期障がい児福祉計画部分】
2	相談支援体制の充実・強化等
③	<u>福祉的就労の充実と</u> 福祉施設から一般就労への移行等
4	施設入所者の地域生活への移行
5	精神障がいにも対応した 地域包括ケアシステムの構築
6	地域生活支援拠点等における機能の充実
⑥	<u>権利擁護支援の充実</u> 【成年後見利用促進基本計画部分】

国と同じ

国と同じ

国と同じ

国と同じ

**新**

※ ○ は独自の視点を盛り込んでいます。独自の視点は.....部分です。

## 5. 成年後見制度利用促進基本計画の一体的策定について

### ◆ なぜ策定が必要なのか？

少子高齢化が加速し世帯構成が大きく変わる中、障がいのある子と高齢者の親等の世帯もますます増え、医療・介護・福祉等生活の基本となるサービスの適切な利用ができない人が増えている。また、虐待や消費者被害の権利侵害にあたり、支援の拒否(セルフネグレクト)や見守り不十分の中での行方不明や孤独死など、判断力の面からSOSを発し権利や生活を守れない人が増えている。そんな方々を成年後見制度の活用により、地域で支えあうこと(共生社会)が必要になってきているため。

### ◆ なぜ他計画と一体的策定をする必要があるのか？

- ・関連する分野、施策とのつながりを持たせられるため。
- ・単独計画を作成するよりもスマートな作成ができるため。

### <スケジュール>

- ◆5月…ニーズ調査(社協委託)
- ◆ニーズ調査結果を反映させた計画を策定  
(第6期燕市障がい福祉計画、燕市高齢者保健福祉計画の中に入れこむ)
- ◆その後、次期地域福祉計画にも反映し一体的に策定



## 6. アンケート調査(案)について

調査結果の推移を参考に計画立てをする必要があることから、基本的に前回調査項目を踏襲することとしますが、検討が進んでいない成果目標の中で、障がい児・者を対象としたアンケート調査によるデータ取りが有効であると考えられる『地域生活支援拠点等における機能の充実』の調査項目を追加したいと考えます。

### 前回アンケート調査

#### □ 調査目的

平成30年度を初年度とする「燕市障がい者基本計画・第5期燕市障がい福祉計画及び第1期燕市障がい児福祉計画」を策定するため、本市における障がい福祉サービスの利用状況等を把握し、計画の基礎資料として「障がい者」対象と「障がい児」対象の2つのアンケート調査を実施しました。

#### □ 調査内容

- 調査月：平成29年7月
- 調査基準日：平成29年4月1日
- 調査対象者：18歳未満の手帳をお持ちの方、自立支援医療（精神通院医療）、福祉サービスを利用している方  
18歳以上の手帳をお持ちの方、自立支援医療（精神通院医療）、サービスを利用している方（65歳未満）

※65歳以上は介護保険が優先適用のため対象外としました。

- 回収方法：郵送による配布・回収

#### □ 回収結果

18歳未満	配布部数	204件
	回収部数	107件
	回収率	52.5%
	有効部数	102件

18歳以上	配布部数	781件
	回収部数	403件
	回収率	51.6%
	有効部数	393件

### 調査(案)

#### ◎ 変更なし

- 調査目的 前回と同じ
- 調査内容 前回と同じ
- 調査月 前回と同じ
- 調査基準日 令和2年4月1日
- 調査対象者 前回と同じ  
(約1,000人)
- 回収方法 前回と同じ



## 調査項目追加設問（イメージ）

※正式な設問文については、対象者が回答しやすい文言に修正します

### ◆地域生活拠点等整備について

<設問> 地域で暮らし続けていくためにあるとよいと思う機能はなんですか。

1. 24時間相談対応機能
2. 緊急時の受け入れ機能
3. 自立のために必要な作業や泊りの体験機能
4. 専門的な対応ができる人材確保・養成機能
5. 暮らしやすい地域を作るコーディネート機能